諮問番号：令和６年度諮問第３３号

答申番号：令和７年度答申第　４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当に係る８件の処分（以下、まとめて「本件処分」という。）の取消しを求める令和２年１０月２７日の審査請求（以下「審査請求１」という。）及び令和２年１２月２３日の審査請求（以下「審査請求２」といい、審査請求１と併せて「本件審査請求」という。）については、次のとおりとすべきである。

（１）処分庁が令和２年９月２９日付けで法第１５条の規定に基づき行った児童扶養手当支給差止処分に対する審査請求については、却下する。

（２）処分庁が令和２年１１月６日付けで法第１０条の規定に基づき行った４件の児童扶養手当全部支給停止処分（①○○○○第１６００５８５２２号、②○○○○第１６００５８５２３号、③○○○○第１６００５８５２４号、④○○○○第１６００５８５２５号）及び令和２年１２月７日付けで法第３１条の規定に基づき行った内払調整決定に対する審査請求については、いずれも認容する。

（３）処分庁が法第９条の規定に基づき、令和２年１１月６日付けで行った児童扶養手当一部支給停止処分（⑤○○○○第１６００５８５２６号）及び同月２４日付けで行った児童扶養手当一部支給停止処分（⑥○○○○第１６００５９７６６号）に対する審査請求については、棄却する。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人とその子は審査請求人の兄（以下「兄」という。）と同居していたが、兄から一切援助はされておらず、また、兄とは住民票上も世帯が別れており、生計が別であるにもかかわらず、事前の説明や通知もなく、勝手に児童扶養手当の支給を停止したことには納得できない。

また、令和２年１１月１１日に兄が転居したにもかかわらず、手当の差引支給額が同居時と同じなのは不当である。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求については、令和２年９月２９日付け児童扶養手当支給差止処分及び令和２年１２月７日付け内払調整決定については却下、令和２年１１月６日付け児童扶養手当全部支給停止処分４件は認容、令和２年１１月６日付け及び同月２４日付け児童扶養手当一部支給停止処分は棄却とすべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求については、令和２年９月２９日付け児童扶養手当支給差止処分及び令和２年１２月７日付け内払調整決定については却下、令和２年１１月６日付けで法第１０条の規定に基づき行った児童扶養手当全部支給停止処分は認容、令和２年１１月６日付け及び同月２４日付けで法第９条の規定に基づき行った児童扶養手当一部支給停止処分は棄却とすべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分の内容

　　　処分庁は、審査請求人に対し児童扶養手当を支給していたところ、令和２年８月７日付けで審査請求人から令和２年度の「児童扶養手当現況届」の提出を受け、その際、審査請求人に聞き取りを行ったところ、審査請求人が兄と同居していることが判明した。このため、処分庁の担当者は審査請求人に対し、現況届の余白に審査請求人の兄の氏名、生年月日及び続柄を記入してもらったが、その際、審査請求人からは生計を異にするとの申出はなく、記入項目の整合性や添付書類に係る形式的な確認を行い、同日付けで現況届を受け付けた。

後日、受給要件審査のため、審査請求人の住民登録情報から、審査請求人が平成３１年２月１０日に兄と同居を開始したことを確認し、審査請求人から児童扶養手当支給停止関係（発生・消滅・変更）届が未届けであるため、法第１５条の規定に基づき、令和２年９月２９日付けで下記【処分１】により令和２年１０月分以降の手当支給を一時差し止めた。

その後、令和２年１１月６日に当該届を受理したことを受け、同日付けで支給差止解除処分を行った上で、平成３１年３月に遡って所得確認・変更を行い、令和２年１１月６日付けで下記【処分２】①から⑤のとおり手当の支給停止処分等を行った。

また、扶養義務者である兄が令和２年１１月１１日に世帯から転出したとして、同年１１月２４日付けで、下記【処分２】⑥のとおり、手当の一部支給停止処分を行った。

さらに、処分庁は、上記【処分２】①から④に伴い、平成３１年４月期から令和２年９月期までに支払われ、過払いとなっていた手当額計４８８，５５０円を、令和３年１月期以降に支払う予定であった手当の内払とみなし、同期以降の支払期月の支払額から減額調整する内払調整決定（【処分２】⑦）を令和２年１２月７日付けで行った。

　　　【処分１】

　　　　令和２年９月２９日付け児童扶養手当支給差止処分（令和２年１０月分以降）

（理由）扶養義務者に変更があり届出が必要な為。

　　　【処分２】

　　　　①令和２年１１月６日付け「児童扶養手当全部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５８５２２号

　　　　　（支給停止期間）平成３１年３月分から令和元年１０月分まで

（理由）変更：扶養義務者の平成２９年中の所得額（法定控除後）２，７０１，６００円が、所得制限限度額２，３６０，０００円（扶養親族０人）を超えている為。

　　　　②令和２年１１月６日付け「児童扶養手当全部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５８５２３号

　　　　　（支給停止期間）平成３１年４月分から令和元年１０月分まで

　　　　　（理由）基準額改定（算定は①と同じ）

　　　　③令和２年１１月６日付け「児童扶養手当全部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５８５２４号

　　　　　（支給停止期間）令和元年１１月分から令和２年１０月分まで

　　　　　（理由）現況届による：扶養義務者の平成３０年中の所得額（法定控除後）２，９４８，０００円が、所得制限限度額２，３６０，０００円（扶養親族０人）を超えている為。

　　　　④令和２年１１月６日付け「児童扶養手当全部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５８５２５号

　　　　　（支給停止期間）令和２年４月分から令和２年１０月分まで

　　　　　（理由）基準額改定（算定は③と同じ）

　　　　⑤令和２年１１月６日付け「児童扶養手当一部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５８５２６号

　　　　　（支給停止期間）令和２年１１月分から令和３年１０月分まで

　　　　　（理由）現況届による：受給資格者の令和元年中の所得額（法定控除後）１，８３４，４００円が、所得制限限度額８７０，０００円（扶養親族１人）を超えている為。

　　　　⑥令和２年１１月２４日付け「児童扶養手当一部支給停止処分」

　　　　　（文書番号）○○○○第１６００５９７６６号

　　　　　（支給停止期間）令和２年１２月分から令和３年１０月分まで

　　　　　（理由）兄の転居による（算定は⑤と同じ）

⑦令和２年１２月７日付け児童扶養手当（平成３１年４月分から令　和２年９月分）の過払い額４８８，５５０円に係る「内払調整決定

（調整期間）令和３年１月期以降で調整（令和３年５月期以降は基準額改定が予定されているため未定）

　　　　審査請求人は、【処分１】に対し、令和２年１０月２７日に審査請求１を、【処分２】に対し、令和２年１２月２３日に審査請求２を行った。

（２）手当の差止処分に当たっての本人への事前通知について

処分庁が本人に告知なく差止処分を行った点については、審査請求人の反論のとおり、処分庁が差止処分を行った令和２年９月２９日には、処分庁から審査請求人に連絡はしていないことを処分庁も令和３年２月１７日付再弁明書の中で認めている。

本件事案の場合、審査請求人は現況届を窓口で提出しており、その際、担当者は同住所に兄が居住していることを把握したが、世帯に変更があった際の届出が必要であることの説明を行わず、現況届の枠外に兄の氏名を記載させたに留まっており、審査請求人はこの時点で届出が必要であることを認識していなかった。

このような状況の中で、処分庁が法第１５条に基づく差止処分を行った理由について、令和６年１２月２日付け審理員から処分庁への再質問の中で、「本人は新たな扶養義務者との同居を認識していながら、令和元年度現況届出時に扶養義務者としての届出をしなかったため、正当な理由なく届出をしなかったと判断できる。」、「毎年現況届時に、児童扶養手当のしおり（以下「しおり」という。）を手交し、一読するよう案内している。しおりに、必要な届出をしなければならない旨は明記している。」と回答している。

しかし、制度を熟知していない受給者がしおりを受け取っただけで、世帯分離をしている扶養義務者についても届出をしなければならないことまで認識できるとはいいがたく、児童扶養手当事務処理マニュアル（令和２年３月　厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課。以下「マニュアル」という。）において、現況届時には直接受給者と面談による現況の聞き取りを実施し、世帯分離した同居者の有無や生計維持状況等の聞き取りを通じて支給要件の確認を行うこととされていることからも、状況を把握した令和２年度の現況届の場で十分な説明を行うべきであったと考えられる。

もっとも、現況届の受付事務の体制上、その場で説明ができなかった事情があるのであれば、後日担当者が内容を審査した際に、届出が必要な旨を受給者に電話等で説明するべきであり、それに対して受給者が応じない場合に、初めて法第１５条に基づく差止処分をすることが考えられる。

本件の場合、審査請求人が事情も分からない中、差止処分通知が送付されているが、このことは受給者に過度な不安を与えることにつながりかねず、その点については十分な配慮をもって行われるべきであったと考えられる。

ただし、【処分１】については、令和２年１１月６日付の児童扶養手当支給差止解除通知により既に解消しており、審査請求人の審査請求の利益は失われている。

（３）審査請求人の兄は審査請求人と生計同一か。

審査請求人の兄が審査請求人の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者である点と公簿上同住所に住民票を置いた上で世帯分離をしている点は争いがない。

兄と審査請求人が「生計を同じくする」かの判断については、マニュアル第２章第Ⅱ第１０において、「生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。（中略）生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。（中略）」とされ、例示されている客観的な証明として、「①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約」が挙げられており、その上で「個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。」とされている。また、判断するに当たっての留意点として、「生計同一関係にないことを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行ったうえで判断されたい。（後略）」とされている。

このことは、審査請求人が主張する「兄と世帯分離をし、金銭的な援助を受けていない」ことだけでは、法上の「生計を異にする」という根拠にはなり得ず、実際に生活の共有スペースや公共料金の支払いが別であることや、事情により扶養義務者が居住していないこと等を客観的な証明とともに本人が申し立てることにより、総合的に判断されるものと解される。

審理員より審査請求人に、生計同一関係にないことを明らかにする書類について提出を求めたところ、審査請求人より回答書を提出しない旨の回答があったため、実際に同居しているのであれば、現時点では法上は生計同一と推定される。

処分庁は、マニュアルに基づき、審査請求人の主張する世帯分離や金銭的な援助を受けていないことの他に、審査請求人から自発的に生活の共用部分や公共料金の支払いが別であること等の生計同一ではない旨の申出がなかったことを以て、兄を生計同一と認定している。一方、審査請求人は、兄とは世帯分離しており、金銭上の援助も受けていないことを以て、一般論として「生計は別である」という主張を行っており、両者の「生計を異にする」という認識が食い違っている中で処分が行われた点に問題があると考えられる。

（４）支給停止処分の手続はどのように行われたか。

ア　処分庁が兄を扶養義務者として認定した経緯の中で、令和６年１２月２日付けの審理員から処分庁への「法第２９条に基づく実質的な調査を行った上で生計同一と判断されたか」という質問に対し、処分庁は「審査請求人の兄（中略）は現に同居している扶養義務者であることは明らかである。特に事実を明確にする必要があると認めるものではないため、法第２９条に基づく実質的な調査は行っていない。」と回答している。

イ　法第２９条では、都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる旨規定している。

　　　　また、児童扶養手当市等事務取扱準則について（平成１４年７月４日雇児発第０７０４００３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「事務取扱準則」という。）では、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第２９条の規定による調査を行い、又は法第３０条に規定する措置をとることとされている。

さらに、マニュアルにおいても、生計同一関係にないことを判断する際には、本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行ったうえで判断することとされている。

　　ウ　手当に係る事務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第９項第１号に規定する第一号法定受託事務である（法第３３条の３）ことから、当該事務に当たっては、国の通知に従って処理する必要がある。

　　エ　本件事案の場合、マニュアルでも「生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。」とされており、また、審査請求人は、令和２年１０月２７日の差止処分に係る審査請求において、兄妹であっても生計は全く別であって１円も扶養してもらっていない旨主張していることから、処分庁は審査請求人に対して、生計を異にすることを証明するための申立書や客観的な書類の提出を促すとともに、実態調査を行った上で後続の処分を行うべきであったと考えられる。

　　　　また、本件差止処分にかかる経緯の中で、審査請求人が令和２年１１月６日に支給停止関係届を提出した際にも、「児童扶養手当停止届の理由欄に勝手にbに○をつけてと言ってきたから、到底納得がいかないので保留」、「医療証が欲しいから区役所の窓口に行き書類を提出したが理由欄は心が背くので丸を付けずに提出」したと主張する中、処分庁は「生計を異にする」ことを証明するために欠けている客観的な書類を求めることもなく、「本人から生計を異にすることの申出がなかった」として支給停止処分を行っていることは、十分な根拠を以て行われた処分であるとは言い難い。

オ　以上のことから、処分庁が事実確認のための実態調査を行わないまま扶養義務者の前年の所得額が所得制限限度額を超えているとして行った前記【処分２】①から④の児童扶養手当全部支給停止処分については、手続き面で瑕疵があったと言わざるを得ない。

なお、【処分２】⑦の内払調整決定については、前記①から④の処分を前提に行ったものであるが、法第３１条の規定に基づく内払調整は、過払いとなった手当について、受給者の意向も踏まえ次期以降の支払期月の支払額から減額調整するものであり、本件においても、処分庁は、過払いとなった手当を内払調整するか納付書により一括返還するか、審査請求人の意向を確認したことが認められる。

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求の対象となるのは「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とされており（同法第１条）、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうとされているところ、本件内払調整決定自体は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは認められない。

（５）兄と別居しても、差引支給額が変わらないのは正しいか。

ア　手当については、法第１０条で、扶養義務者の前年の所得が政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは支給しないと規定されている。

イ　各年度における法第５条及び児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「施行令」という。）第２条の２に規定する手当の基本額、施行令第２条の４第１項に規定する所得制限限度額、同条第２項に規定する一部支給限度額、審査請求人（受給者）及び兄（扶養義務者）の控除後所得額並びに同条第３項に規定する係数は次のとおりとなっている。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 手当基本額（月額） | 受給者の全部支給制限限度額 | 受給者の一部支給制限限度額 | 受給者所得額 | 扶養義務者制限限度額 | 扶養義務者所得額 | 係数 |
| H30 | 42,500 | 870,000 | 2,300,000 | 1,392,000 | 2,360,000 | 2,701,600 | 0.018763 |
| R1 | 42,910 | 870,000 | 2,300,000 | 1,691,000 | 2,360,000 | 2,948,000 | 0.0229231 |
| R2 | 43,160 | 870,000 | 2,300,000 | 1,834,400 | 2,360,000 | 1,991,200 | 0.0230559 |

〔注記：上表中、Ｈ３０年度の「係数」は、正しくは「０．０２２６９９３」であり、Ｒ１年度の「受給者所得額」は、正しくは「１，６９１，６００」である。ただし、いずれも結論には影響しない。〕

ウ　これを本件についてみると、処分庁提出の審査請求人の平成３０年度の決裁用所得情報（児童扶養手当）によると、扶養義務者の平成２９年中の法定控除後の所得額が２，７０１，６００円とされ、所得制限限度額２，３６０，０００円を超えているため、前記①及び②の処分により全部支給停止したことが確認できる。

エ　また、同じく令和元年度の決裁用所得情報（児童扶養手当）によると、扶養義務者の平成３０年中の法定控除後の所得額が２，９４８，０００円とされ、所得制限限度額２，３６０，０００円を超えているため、前記③及び④の処分により全部支給停止したことが確認できる。

オ　一方、前記⑤及び⑥の処分については、扶養義務者の令和元年（平成３１年１月１日から４月３０日までを含む。以下同じ。）の法定控除後所得額は１，９９１，２００円で、扶養義務者の所得制限限度額２，３６０，０００円未満であるため、審査請求人の法定控除後所得額のみで手当額を算定することとなるが、審査請求人の令和元年の法定控除後所得１，８３４，４００円が、制限限度額８７０，０００円を超えているため、法第９条及び施行令第２条の４の規定により一部支給停止したことが確認できる。

カ　審査請求人は、平成３１年３月から兄と同居したことで支給停止となったので、令和２年１１月１０日限りで兄と別居したが、令和２年度の児童扶養手当の所得の判定では、兄の令和元年の法定控除後所得額が所得制限限度額未満であったため、同居であっても別居であっても審査請求人の法定控除後所得によってのみ手当額が計算されるので、この計算方法自体については誤りがないと言える。

キ　前記の算定方法に照らすと、仮に審査請求人が兄と生計同一関係にあったとするならば、前記①から⑥の処分による支給額自体は誤りなく算定されたといえる。

 ク　また、前記⑦の内払調整決定は、平成３１年３月分から令和２年８月分までに発生した、審査請求人に対する過誤払金４８８，５５０円について、法第３１条の規定に基づく内払調整を行ったもので、計算自体に誤りはないと言える。

（６）以上のとおり、本件審査請求のうち、【処分１】の児童扶養手当支給差止処分については、既に本件処分が解除されていることから、もはや維持する利益がなく不適法であるため、また、【処分２】⑦の内払調整決定については、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には当たらないため、同法第４５条第１項の規定により却下が妥当である。

また、【処分２】①から④の児童扶養手当全部支給停止処分については、理由があるから同法第４６条第１項の規定により認容が妥当である。

さらに、【処分２】⑤及び⑥の児童扶養手当一部支給停止処分については、理由がないから同法第４５条第２項の規定により、棄却が妥当である。

**第４　調査審議の経過**

　令和７年３月２６日　諮問の受付

令和７年３月２７日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：４月１０日

口頭意見陳述申立期限：４月１０日

　令和７年４月２２日　第１回審議

令和７年５月２７日　第２回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第５条第１項は、「手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき、４１，１００円とする。」と定めている。

（２）法第９条第１項は、「手当は、受給資格者（中略）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と定めている。

（３）法第１０条は、「父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（中略）第８７７条第１項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、支給しない。」と定めている。

（４）法第１５条は、「手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第２８条第１項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。」と定めている。

（５）法第２９条第１項は、「都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払つた当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。」と定めている。

（６）法第３０条は、「都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。」と定めている。

（７）法第３１条は、「手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。（後略）」と定めている。

（８）民法第８７７条第１項は、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と定めている。

（９）行政不服審査法第１条第１項は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と定めている。また、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定させる行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうとされている（一般財団法人行政管理研究センター編『逐条解説行政不服審査法 新政省令対応版』（ぎょうせい、平成２８年４月）１６～１７頁）。

（１０）施行令第２条の２第１項は、法第５条第１項に定める児童扶養手当の月額「４１，１００円」について、令和２年４月１日施行時において「令和２年４月以降の月分の児童扶養手当（中略）については、法第５条第１項中「４１，１００円」とあるのは、「４３，１６０円」と読み替えて、法の規定（中略）を適用する。」と、平成３１年４月１日施行時において「平成３１年４月以降の月分の児童扶養手当（中略）については、法第５条第１項中「４１，１００円」とあるのは、「４２，９１０円」と読み替えて、法の規定（中略）を適用する。」と、平成３０年８月１日施行時（兄との同居開始時に適用されるもの。以下同じ。）において「平成３０年４月以降の月分の児童扶養手当（中略）については、法第５条第１項中「４１，１００円」とあるのは、「４２，５００円」と読み替えて、法の規定（中略）を適用する。」と、それぞれ定めている。

また、施行令第２条の４第１項は、令和２年４月１日施行時において、法第９条第１項に規定する政令で定める額を、「扶養親族等又は児童の数」が１人のときは「８７０，０００円」と定め、施行令第２条の４第２項は、法第９条第１項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が「１，９２０，０００円」に「扶養親族等又は児童」１人につき「３８０，０００円」を加算した額未満であるときは、その監護等児童の数が１人の場合、基本額一部支給停止額に相当する部分について支給制限を行うことと定めている。

さらに、施行令第２条の４第３項は、前項の基本額一部支給停止額について、令和２年４月１日施行時において、法第９条第１項に規定する所得の額から「４９０，０００円」に「扶養親族等又は児童」１人につき「３８０，０００円」を加算した額（８７０，０００円）を控除して得た額に「０．０２３０５５９」を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）に１０円を加えて得た額と、平成３１年４月１日施行時において、法第９条第１項に規定する所得の額から「４９０，０００円」に「扶養親族等又は児童」１人につき「３８０，０００円」を加算した額（８７０，０００円）を控除して得た額に「０．０２２９２３１」を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）に１０円を加えて得た額と、平成３０年８月１日施行時において、法第９条第１項に規定する所得の額から「４９０，０００円」に「扶養親族等又は児童」１人につき「３８０，０００円」を加算した額（８７０，０００円）を控除して得た額に「０．０２２６９９３」を乗じて得た額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）に１０円を加えて得た額と、それぞれ定めている。

そして、施行令第２条の４第８項において、法第１０条に規定する政令で定める額は、令和２年４月１日施行時、平成３１年４月１日施行時、平成３０年８月１日施行時のいずれにおいても、同条に規定する扶養親族等がないときは、「２，３６０，０００円」と定められている。

（１１）児童扶養手当法施行規則（昭和３６年厚生省令第５１号）第３条の２第１項は、「受給者は、法第９条第１項、第１０条又は第１１条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、１４日以内に、児童扶養手当支給停止関係届（中略）を手当の支給機関に提出しなければならない。（後略）」と定めている。

（１２）事務取扱準則「第６　定時の現況届について」の５は、「現況届の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第２９条の規定による調査を行い、又は法第３０条に規定する措置をとること。」と記している。

　　　なお、事務取扱準則は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

（１３）マニュアル「第２章　児童扶養手当制度の解説」の「Ⅱ．用語の説明」の「１０．生計を同じくする」は、「生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。（中略）生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として、①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。」と記し、「〇判断するに当たっての留意点」として、「生計同一関係にないことを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。（中略）」として、１から４を示した上で、「１　住民票が分離していること」において「・住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。」と、「４　その他」において「・本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一関係にない申立書等）だけでは、実態と異なる場合が多々あるので、必要に応じて実態調査をした上で、総合的に判断されたい。」と記している。

また、「児童扶養手当の適正受給のための取組について」として、「●現況届時」において、「・現況届、住民票及び受給者が提出する申立書等の書類の確認により支給要件の確認を行う。（中略）・直接受給者と面談による現況の聞き取り（※）を実施。※世帯分離した同居者の有無や生計維持状況等の聞き取りを通じて支給要件の確認を行う。（中略）・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施。」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年８月７日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、令和２年度の「児童扶養手当現況届」を提出した。支給対象児童は１名、令和元年分の「控除後の所得額」は「１，８３４，４００」円で、受給者の「所得制限限度額」は「全部支給」の場合が「８７０，０００」円、「一部支給」の場合が「２，３００，０００」円と、一部支給の支給金額は「２０，９１０円」と記載されていた。

（２）処分庁は、前記（１）の現況届の審査過程において、審査請求人が民法第８７７条第１項に定められた扶養義務者である兄と同居していることを聞き取ったが、処分庁の担当者は、現況届の余白に審査請求人の兄の氏名、生年月日及び続柄等を記入させるにとどまり、生計同一性についての確認は行わなかった。

後日、処分庁は、受給要件審査のため、住民登録情報により平成３１年２月１０日（転入日）から兄と同居を開始していたことを確認した。このため、平成３１年３月分に遡って所得確認・変更を行い、審査請求人からの届出に基づく再審査・決定を行う必要があるとして、法第１５条の規定に基づき、令和２年９月２９日付けで児童扶養手当の支給差止（【処分１】）を行った。「児童扶養手当支給差止通知書」の「差止理由」欄には、「扶養義務者に変更があり届出が必要なため」と記載されていた。

（３）令和２年１０月２７日、審査請求人は、【処分１】の取消しを求め、【審査請求１】を行った。「審査請求の理由」欄には、「①兄妹というだけで１円も扶養してもらっていない。②本人に通知なしに手当を停止した。」と記載されていた。また、別紙として「納得できない理由」と題した書面が添付されており、事前の通知や説明がなかったこと、根拠なく扶養と決めつけて「児童扶養手当支給停止関係届」の支給停止事由発生理由の「ｂ所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった（同居した）に○をするようにと強制してくる事に気持ちがスッキリしない。」等記載されていた。

（４）令和２年１１月６日付けで、審査請求人は、「児童扶養手当支給停止関係届」を処分庁に提出した。「①支給停止事由発生（変更）」欄には、「平成３１年２月１０日」と記載されるとともに、「ｂ　所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。（同居した）」に丸印が付されていた。また、平成２９年分の扶養義務者（兄）の「控除後の所得額」は「２，７０１，６００」円と記載されていた。欄外には、手書きで「※「ｂ」について、本人へ説明し、扶養義務者欄へ氏名の記入があった」と記載されていた。

（５）令和２年１１月６日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、「児童扶養手当支給差止解除通知書」を発出し、前記（２）の差止【処分１】を解除した。

手当支給額の再審査に当たり処分庁が用いた同日付けの「決裁用所得情報（児童扶養手当）」の主な記載は次表のとおりであった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所得の限度額 | 控除後所得 | 判定結果 |
| 扶養義務者 | 本人 | 扶養義務者 | 本人 |
| H30年度(H29年分) | 2,360,000円 | 870,000円 | 2,701,600円 | 1,392,000円 | 認定（全部停止） |
| R１年度(H30年分) | 2,360,000円 | 870,000円 | 2,948,000円 | 1,691,600円 | 認定（全部停止） |
| R2年度(R1年分) | 2,360,000円 | 870,000円 | 1,991,200円 | 1,834,400円 | 認定（一部支給） |

これに基づき、処分庁は、平成３０年度及び令和元年度については、扶養義務者の前年の控除後所得額が所得制限限度額を超えていたため、法第１０条の規定に基づき、下表のとおり、平成３１年３月分に遡って【処分２】①から④の児童扶養手当全部支給停止処分を行った。

また、令和２年度については、扶養義務者の前年の控除後所得額が所得制限限度額を下回っており、受給資格者本人（審査請求人）の前年の控除後所得額が所得制限限度額を超えていたため、法第９条の規定に基づき、令和２年１１月分以降について、下表の【処分２】⑤の児童扶養手当一部支給停止処分を行った。

なお、【処分２】①は扶養義務者との同居による改定、②及び④は基準額の改定、③及び⑤は現況届による改定による処分であり、各処分通知における記載内容は次表のとおりであった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 処分内容 | 支給停止期間（文書番号） | 理　由（根拠規定） | 支給停止月額 |
| ① | 全部支給停止 | 平成31年03月分から令和元年10月分まで(○○○○第160058522号) | 扶養義務者の平成29年中の所得額（法定控除後）2,701,600円が、所得制限限度額2,360,000円（扶養親族0人）を超えている為。（法第１０条） | 42,500円 |
| ② | 全部支給停止 | 平成31年04月分から令和元年10月分まで(○○○○第160058523号) | 扶養義務者の平成29年中の所得額（法定控除後）2,701,600円が、所得制限限度額2,360,000円（扶養親族0人）を超えている為。（法第１０条） | 42,910円 |
| ③ | 全部支給停止 | 令和元年11月分から令和02年10月分まで（○○○○第160058524号) | 扶養義務者の平成30年中の所得額（法定控除後）2,948,000円が、所得制限限度額2,360,000円（扶養親族0人）を超えている為。（法第１０条） | 42,910円 |
| ④ | 全部支給停止 | 令和02年04月分から令和02年10月分まで(○○○○第160058525号) | 扶養義務者の平成30年中の所得額（法定控除後）2,948,000円が、所得制限限度額2,360,000円（扶養親族0人）を超えている為。（法第１０条） | 43,160円 |
| ⑤ | 一部支給停止 | 令和02年11月分から令和03年10月分まで(○○○○第160058526号) | 受給資格者の平成31年中の所得額（法定控除後）1,834,400円が、所得制限限度額870,000円（扶養親族1人）を超えている為。（法第９条） | 22,250円 |

（６）令和２年１１月２４日付けで、処分庁は、令和２年１１月１０日をもって審査請求人と兄の同居が解消されたことから、法第９条の規定に基づき、【処分２】⑥の児童扶養手当一部支給停止処分を行った。「児童扶養手当支給停止通知書」の記載内容は下表のとおりであった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 処分内容 | 支給停止期間（文書番号） | 理　由（根拠規定） | 支給停止月額 |
| ⑥ | 一部支給停止 | 令和02年12月分から令和03年10月分まで(○○○○第160059766号) | 受給資格者の平成31年中の所得額（法定控除後）1,834,400円が、所得制限限度額870,000円（扶養親族1人）を超えている為。（法第９条） | 22,250円 |

（７）令和２年１２月７日付けで、処分庁は、審査請求人が返還すべき手当の過払い額（下表のとおり。計４８８，５５０円）について、法第３１条の規定に基づき、令和３年１月期以降に支払う手当の内払とみなして減額する「内払調整」を行うことを決定し、その旨を通知した（【処分２】⑦）。なお、調整金額は、令和３年１月期及び同年３月期が４１，８２０円、同年５月期以降は同年４月に基準額改定が行われるため、０円とし、改めて通知されることとなっていた。当該通知については、理由の記載はなく、処分庁は審査請求人の意向（依頼）を踏まえて決定したとしている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象年月 | 支給済額（A） | 正規支給額（B） | 過誤払額（A－B） |
| H31年3月 | 30,640円 | 0円 | 30,640円 |
| H31年4月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年5月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年6月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年7月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年8月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年9月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年10月 | 30,930円 | 0円 | 30,930円 |
| R1年11月 | 24,070円 | 0円 | 24,070円 |
| R1年12月 | 24,070円 | 0円 | 24,070円 |
| R2年1月 | 24,070円 | 0円 | 24,070円 |
| R2年2月 | 24,070円 | 0円 | 24,070円 |
| R2年3月 | 24,070円 | 0円 | 24,070円 |
| R2年4月 | 24,210円 | 0円 | 24,210円 |
| R2年5月 | 24,210円 | 0円 | 24,210円 |
| R2年6月 | 24,210円 | 0円 | 24,210円 |
| R2年7月 | 24,210円 | 0円 | 24,210円 |
| R2年8月 | 24,210円 | 0円 | 24,210円 |
| 合計 | 488,550円 | 0円 | 488,550円 |

（８）令和２年１２月２３日、審査請求人は、【処分２】①から⑦の取消しを求め、【審査請求２】を行った。「審査請求の理由」欄には、「①住民票は世帯別、②停止の理由が同居であったのに、１１/１１（中略）〔兄〕が転居しても差引支給額が同じである為不当です。」と記載されていた。

３　判断

（１）【処分１】支給差止処分について

令和２年８月７日付けで審査請求人が現況届を提出した際、処分庁の担当者は審査請求人が兄と同居していることを把握したが、世帯に変更があった際に届出が必要であるとの説明を行わず、現況届の枠外に兄の氏名、生年月日及び続柄等を記入させるにとどまっており、審査請求人はこの時点で届出が必要であることを認識していなかった。

処分庁は、毎年の現況届時に、所得の高い扶養義務者と同居するようになったときには支給停止関係届の提出が必要である旨が記載されたしおりを手交し、一読するよう案内しており、審査請求人が正当な理由なく兄との同居について届出をしなかったと判断した旨主張している。

しかし、制度を熟知していない受給者がしおりを受け取っただけで、世帯分離をしている扶養義務者についても届出をしなければならないことまで認識できるとは言い難く、処分庁は、状況を把握した令和２年度の現況届時において、審査請求人に対し十分な説明を行うべきであったというべきである。仮に現況届の受付時にその場で説明できなかった事情があるのであれば、後日、速やかに届出が必要な旨等を受給者に説明すべきであり、そのような説明を行ったにもかかわらず受給者が届出をせず、又は求めに応じて書類等物件の提出を行わない場合にはじめて「正当な理由がなく」届出等を行わないものとして法第１５条に基づく差止処分を行うことができると解されるところ、本件において、処分庁が審査請求人に対し丁寧に説明を行い届出を促すなど、十分な配慮をもって対応を行った結果、差止に至ったものとは認めることができない。

しかし、本件【処分１】による一時差止については、令和２年１１月６日付けの児童扶養手当支給差止解除通知により既に解消しており、審査請求の利益は失われている。

（２）【処分２】①から⑤：兄との同居による手当の支給停止について

ア　支給停止額の算定について

　　平成３０年度、令和元年度、令和２年度の各年度において、法第５条第１項、第９条第１項、第１０条、及び施行令第２条の２第１項、第２条の４第１項、同条第２項、同条第３項、同条第８項の規定並びに前記２（１）・（５）における、手当基本額、受給資格者（審査請求人）及び扶養義務者（兄）における全部支給の所得制限限度額、受給資格者における一部支給の所得制限限度額、受給資格者及び扶養義務者における法定控除後所得額、支給停止額の算定における係数をまとめると、次表のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 手当基本額（月額）(施行令第2条の2第1項） | 所得制限限度額（施行令第2条の4） | 法定控除後所得額 | 係数(施行令第2条の4第3項) |
| 受給資格者全部支給の限度額（第1項） | 受給資格者一部支給の限度額(児童１人の場合)（第2項） | 扶養義務者（第8項） | 受給資格者の前年所得 | 扶養義務者の前年所得 |
| H30 | 42,500 | 870,000 | 2,300,000 | 2,360,000 | 1,392,000 | 2,701,600 | 0.0226993 |
| R1 | 42,910 | 870,000 | 2,300,000 | 2,360,000 | 1,691,600 | 2,948,000 | 0.0229231 |
| R2 | 43,160 | 870,000 | 2,300,000 | 2,360,000 | 1,834,400 | 1,991,200 | 0.0230559 |

　 そして、処分庁は、平成３０年度の「決裁用所得情報（児童扶養手当）」において、扶養義務者の平成２９年中の法定控除後所得額が「２，７０１，６００円」であり、所得制限限度額「２，３６０，０００円」を超えているため、法第１０条の規定に基づき【処分２】①及び②により手当を全部支給停止したことが認められる。

　　 また、令和元年度の「決裁用所得情報（児童扶養手当）」において、扶養義務者の平成３０年中の法定控除後所得額が「２，９４８，０００円」であり、所得制限限度額「２，３６０，０００円」を超えているため、法第１０条の規定に基づき【処分２】③及び④により手当を全部支給停止したことが認められる。

さらに、令和２年度については、「決裁用所得情報（児童扶養手当）」において、扶養義務者の令和元年中の法定控除後所得額が「１，９９１，２００円」であり、所得制限限度額「２，３６０，０００円」以下であったため、審査請求人の法定控除後所得額のみで手当額を算定することとなり、受給資格者の令和元年中の法定控除後所得額「１，８３４，４００円」が、全部支給の所得制限限度額「８７０，０００円」を超え、一部支給の所得制限限度額「２，３００，０００円」を下回っていたため、法第９条第１項の規定に基づき、【処分２】⑤により手当を一部支給停止したことが認められる。

なお、【処分２】⑤における一部支給停止額について、法第９条第１項及び施行令第２条の２、第２条の４第３項の規定に基づき計算すると、〔（法定控除後所得額１，８３４，４００円－所得制限限度額８７０，０００円）×係数０．０２３０５５９＋１０円〕＝２２，２５０円となり、手当基本額（４３，１６０円）からの差引支給額は２０，９１０円である。

イ　審査請求人と兄の生計同一性について

審査請求人は、兄と同居はしているが、住民票上の世帯や生計は別であり、金銭的な援助を一切受けていない旨主張している。

審査請求人と民法第８７７条第１項に規定する扶養義務者である兄が「生計を同じくする」か否かの判断に当たっては、事務取扱準則において、届出に係る事実を明確にするため特に必要があると認めるときは法第２９条の規定による調査等を行うことができるとされている。

また、マニュアル第２章第Ⅱの１０において、「（前略）原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。（中略）」とされており、客観的な証明の例として、「①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約」が挙げられ、その判断においては「個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。」とされるとともに、「生計同一関係にないことを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。（後略）」とされている。

これらを本件についてみると、審査請求人は「兄と世帯を分離し、金銭的な援助を受けていない」と主張するところ、処分庁は、審査請求人に対し、兄と生計を異にすることについて客観的な証明とともに申立書の提出を求め、必要な調査を行い、総合的に判断すべきであったと言うべきである。

しかし、処分庁は、審査請求人が【審査請求１】において「兄妹というだけで１円も扶養してもらっていない」旨主張していることや、「児童扶養手当停止関係届の「支給停止事由発生（変更）」欄で「ｂ（所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。（同居した））に○をするようにと強制」された旨主張している中で、審査請求人から自発的に生活の共用部分や公共料金の支払いが別であるなど客観的に生計同一でない旨の申出がなかったことや、兄が民法上の扶養義務者であったことから審査請求人と兄を生計同一と認定したものであって、審査請求人から申立書を提出させたり、法第２９条に基づく調査を行ったりした事実は認められず、このような状況の下で支給停止処分を行ったことは、定められた手続に則り、十分な根拠をもって行われたものとは認められない。

以上のことから、処分庁が行った【処分２】①から⑤の「児童扶養手当支給停止処分」については、審査請求人と兄が生計同一であったとすれば、計算方法に誤りはなく、違算もないものの、少なくとも手続面で瑕疵があったと言わざるを得ない。

ただし、【処分２】⑤については、兄の前年の控除後所得額が所得制限限度額を下回っていたため、結果的に受給資格者である審査請求人の前年の所得のみによって一部支給停止の判定がなされたものであることから、審査請求人において実質的な不利益はなかったといえ、これを取り消すべき事由があったとまではいえない。

（３）【処分２】⑥：兄との別居後の支給額について

ア　一部支給停止額の算定について

令和２年度において、法第５条第１項及び第９条第１項、施行令第２条の２第１項、第２条の４第１項、同条第２項及び同条第３項の規定並びに前記２（１）・（６）における、手当基本額、受給資格者における全部支給停止又は一部支給停止の所得制限限度額、受給資格者における法定控除後所得額、支給停止額の算定における係数は、前記（２）アの表で示したとおりである。

処分庁は、【処分２】⑥を行うに当たり、令和２年度の「決裁用所得情報（児童扶養手当）」において、受給資格者である審査請求人の令和元年中の法定控除後所得額「１，８３４，４００円」が、全部支給停止の所得制限限度額「８７０，０００円」を超え、一部支給停止の所得制限限度額「２，３００，０００円」以下であったため、法第９条第１項の規定に基づき、手当を一部支給停止したことが認められる。

そして、処分庁が【処分２】⑥において算定した一部支給停止額は、前記【処分２】⑤の場合と同額の２２，２５０円であり、手当基本額（４３，１６０円）からの差引支給額は２０，９１０円となっている。

イ　審査請求人の主張について

審査請求人は、【審査請求２】において、「別居しても差引支給額が同じである為不当」と主張している。

しかし、処分庁は、前記ア及び（２）アのとおり【処分２】⑤及び⑥の一部支給停止額を算定しているが、【処分２】⑤においては、兄の前年の控除後所得が下がり所得制限限度額を下回ったことから、結果的に兄との同居・別居にかかわらず受給資格者である審査請求人自身の前年の控除後所得額のみによって支給額が計算された一方、【処分２】⑥においては、兄が転居したことにより、受給資格者である審査請求人の前年の控除後所得額によって支給額が算定されていることから、兄が転居する前に行われた【処分２】⑤における差引支給額２０，９１０円と兄の転居後における【処分２】⑥の差引支給額２０，９１０円が同額となっているのであって、いずれも計算方法に誤りはなく、違算もない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

（３）【処分２】⑦：内払調整決定（以下「本件内払調整決定」という。）につい　　　　　　　て

本件内払調整決定については、処分庁が、【処分２】①から④を前提として、法第３１条の規定に基づき、過払いとなった平成３１年３月分から令和２年８月分まで（注記：本件内払調整決定通知書に記載された「Ｈ３１．０４月分～Ｒ０２．０９月分」は、「支払い期」を記載しているため、手当の支給対象年月とはひと月ずれが生じている）に発生した手当の過払い額計４８８，５５０円について、受給者の意向（依頼）により、令和３年１月期以降に支払うべき手当の内払とみなすことを決定し、令和２年１２月７日付けでこれを審査請求人に通知したものである。

審査庁は、本件内払調整決定について、行政不服審査法第１条にいう「処分」に該当せず、審査請求の対象外であると解している。しかし、法第３１条前段による内払調整は、「手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなす」ことにより、都道府県知事等が、支給すべきでなかったと判断した支給額に相当する金額を、爾後の手当から減額するものであるから、「人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」として、審査請求の対象たる処分に当たると解すべきである。また、最高裁平成１３年２月２７日第３小法廷決定（平１２（行フ）２号。民集５５巻１号１４９頁）は、国民年金法第２１条第１項に基づく内払調整が処分に当たることを前提にして、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第１２条第３項にいう「事案の処理に当たつた下級行政機関」の意義について判断しており、法による本件内払調整決定についても、国民年金法による内払調整処分と同様に解することができる。

以上からすれば、本件内払調整決定についての審査請求を却下すべきではなく、本件内払調整決定は【処分１】①から④の手当全部支給停止処分を前提としてなされたものであるから、これらの処分について取り消されるべきと判断する以上、本件内払調整決定についても、併せて取り消されるべきものである。

また、本件内払調整決定に係る通知書の理由欄に、根拠となる法令及びその条項の記載がなく、理由の提示が全く行われていない。処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重及び合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。したがって、本件内払調整決定は、行政手続法第１４条が定める理由の提示の要件を欠き、重大な手続的瑕疵を帯びた処分としても取り消されるべきである。

（４）結論

以上をまとめると、次のとおりである。

本件審査請求のうち、【処分１】の「児童扶養手当支給差止処分」については、もはや審査請求の利益がないため、却下すべきである。

【処分２】①から④の「児童扶養手当全部支給停止処分」については、処分庁による生計同一性の認定における判断の過程において、必要な調査・確認を行い、適切に判断を行ったとはいえないことから、また、【処分２】⑦の「内払調整決定」については、先行処分である【処分２】①から④を前提として行われた後続処分であること及び重大な手続的瑕疵があることから、それぞれ認容すべきである。

【処分２】⑤及び⑥の「児童扶養手当一部支給停止処分」については、⑤は判断の過程に瑕疵があるものの、結果的に審査請求人に実質的な不利益はなく、取り消すべき事由があるとまではいえないため、また、⑥においては違法・不当な点は認められないため、いずれも棄却すべきである。

**第６　付言**

　当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

　処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重及び合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　審査請求人は、本件審査請求において各処分に則した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

　しかし、【処分１】に係る通知書の理由欄に、根拠となる法令及びその条項の記載がないことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

　処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、根拠法令などの処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉